

議案第82号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

実施機関が特定個人情報を利用して処理することができる事務を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を次のように改める。

4 削除	
------	--

別表第2の4の項中「住民票関係情報」の次に「、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を、「外国人生活保護関係情報」の次に「、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を加え、同表5の項中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「障害者関係情報」に改め、同表6の項中「、障害者関係情報」を削り、同表7の項及び9の項中「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報」を削り、同表10の項中「住民票関係情報」の次に「又は被害者等支援関係情報」を加え、同表11の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表14の項中「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施

若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表15の項中「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報」を削り、同表21の項の次に次のように加える。

21の2 区長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、出生通知票に関する情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	---

別表第2の22の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、「住民票関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同表25の項中「又は生活保護法」を「、生活保護法」に改め、「促進に関する情報」の次に「又は被害者等支援関係情報」を加え、同表28の2の項中「住民票関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報」を「地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表39の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表40の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表41の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改める。

別表第3の4の項中「住民票関係情報」の次に「又は被害者等支援関係情報」を加え、同表5の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は被害者等支援関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。